



東京都

家庭のゼロエミッション行動推進事業



統一省エネラベル



以上のエアコン



100%以上の冷蔵庫
省エネ基準達成率



高効率給湯器



買換えで**10,000~21,000ポイント**もらえます

対象製品

- エアコン 統一省エネラベル☆4以上
- 冷蔵庫 省エネ基準達成率100%以上
(省エネ性マークがグリーン色🍃)
- 給湯器 高効率給湯器※1

※1 高効率給湯器は、次のいずれかに該当するもの。

- ア 電気ヒートポンプ給湯器 JIS C9220に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上(寒冷地仕様にあつては2.7以上)であること。
- イ 潜熱回収型ガス給湯器 給湯部熱効率が94%以上であること。
- ウ 潜熱回収型石油給湯器 連続給湯効率が94%以上であること。
- エ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 次の全ての要件を満たすこと。
 - (ア) 熱源設備として電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムであること。
 - (イ) 貯湯タンクを持つものであること。
 - (ウ) 電気ヒートポンプの効率については、中間期(電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期)のCOPが4.7以上であること。
 - (エ) ガス機器の給湯部熱効率が94%以上であること。

ポイント申請の流れ

2019年10月1日以降に対象家電等を購入

申請書作成(店頭やホームページ等で入手可)

申請書と必要書類を同封して
東京ゼロエミポイント事務局へ郵送

2か月程度

東京ゼロエミポイント事務局から
ポイント交換品(商品券・LED割引券)を返送

LED割引券は、LED照明器具・ランプを購入する際に、都内のLED割引券取扱店(家電店等)で使用できます。

※予算が無くなり次第終了となります。

詳細は

東京ゼロエミポイント

検索

またはコールセンター：0570-005-083 (IP電話から03-6634-1337)へ

●地球温暖化対策のためには省エネが不可欠！

都内では、2018年に青梅市で気温40℃超を観測し、集中豪雨の頻度も増加するなど、地球温暖化の影響が現れ始めています。地球温暖化の原因は、CO₂など温室効果ガスの濃度上昇です。省エネに取り組むことは、CO₂の排出を減らすことにつながり、地球温暖化対策には不可欠です。省エネ性能の高い製品に買換えるだけで、大きな省エネ効果が得られます。

エアコン 10年前と比べて

冷房能力：2.8kW

年間消費電力
208kWh
省エネ!!

年間電気代
5,400円
おトク!!

年間CO₂排出量
102kg
削減!!

冷蔵庫 10年前と比べて

定格内容積：401~450ℓ

年間消費電力
311~381kWh
省エネ!!

年間電気代
8,100円~9,900円
おトク!!

年間CO₂排出量
152~186kg
削減!!

(出典：「しんきゅうさん」の「かんたん比較」により試算)

高効率給湯器

家庭の給湯器は、より効率の高い製品が増えていきます

たとえば電気温水器から電気ヒートポンプ給湯器や潜熱回収型ガス給湯器などの高効率給湯器に買換えた場合は、エネルギー消費量を約1/3程度まで削減することができます。

★統一省エネラベルとは？

エアコン

★の数が多いほど省エネ！エアコンは★4以上が対象！



(出所：資源エネルギー庁)

冷蔵庫

冷蔵庫は基準達成率100%以上が対象！グリーンの🍃が目印！



(出所：資源エネルギー庁)

年間の目安電気料金が安い製品がお得！


●家電は正しくリサイクル！

不要となった家庭用のエアコン・冷蔵庫等は、家電リサイクル法に基づく処理が必要です。また、エアコン・冷蔵庫等は、オゾン層の破壊と地球温暖化を引き起こすフロンガスや有害物質などを含む製品もあるため、適切な処理が必要です。不要となった家電は、小売業者に引取りを依頼しましょう。

東京ゼロエミポイント登録・交換申請書

黒ボールペンで必要事項を漏れなく記入してください。ご記入後、本申請書をコピーし、控えをお手元に保管してください。

本申請書に署名または押印し、事務局に提出することにより、規約に同意したこととなります。

申請者情報	フリガナ ※必ず記入ください	トウキョウ	エコ		申請日	20 20 年 4 月 10 日
	氏名 ※自筆の場合押印は任意です	東京	絵子		電話番号 または 携帯電話 いずれか必須	03-****-****
	生年月日	西暦 1991 年 12 月 31 日				090-****-****
	申請者本人住所 ※商品券等の送付先住所となります	〒 160 - 0023 東京都 新宿			記入見本	市 町 村
	メールアドレス (任意)	西新宿2-8-1 エコマンション西新宿301				eko-t @ aaaa.co.jp
購入店舗名	エコ電機 市ヶ谷店			購入日	20 20 年 4 月 1 日	
購入店舗電話番号	03-****-****					
設置場所住所 ※申請者本人住所と同一の場合、住所は記入不要です	申請者本人住所と設置場所が同一である。 ⇒ はい / <u>いいえ</u>					
	〒 123 - 4567 東京都 ○○区○○			8-9-10		

アンケートにお答えください

- (1) この事業について、どこで見聞きましたか(複数回答可)。
 ニュース インターネット 自治体の広報誌 回覧板 家族・知人の紹介
 店頭でのポスター・のぼりやPR 自治体施設のチラシ・ポスター その他
- (2) 統一省エネラベルの★の数が多いほど省エネ性能が高いことを、以前からご存じでしたか。
 知っていた 知らなかった
- (3) この事業があることによって、家電等の購入に何か影響がありましたか(1つのみ回答)。
 買換えのきっかけになった
 元々買換え予定だったが、省エネ性能の高い製品を選ぶ動機になった 特に影響はない
- (4) 省エネ家電への買換えによって、CO₂の排出を減らし、地球温暖化防止に貢献できることをご存じでしたか。
 知っていた 知らなかった

今後、東京都が実施する省エネに関するアンケート等に協力いただける場合は、チェックを入れてください。
 ※メールアドレス等いただいた申請者情報を利用させていただきます。

ポイント申請内容	購入家電等	冷房能力 または 定格内容積	付与ポイント	(交換品内訳)		申請台数
				LED割引券	商品券	
エアコン	冷房能力を選択	2.2kW以下	12,000ポイント	1,000円相当	11,000円	1 台
		2.4~2.8kW	15,000ポイント	1,000円相当	14,000円	1 台
		3.6kW以上	19,000ポイント	1,000円相当	18,000円	1 台
冷蔵庫	定格内容積を選択	250ℓ以下	11,000ポイント	1,000円相当	10,000円	1 台
		251~500ℓ	13,000ポイント	1,000円相当	12,000円	1 台
		501ℓ以上	21,000ポイント	1,000円相当	20,000円	1 台
給湯器	一律		10,000ポイント	1,000円相当	9,000円	1 台
申請台数で計算した合計を右枠に記載すること。 例:エアコン2.4kWと冷蔵庫350ℓを購入の場合15,000P+13,000P=28,000P				ポイント合計	28,000 ポイント	

東京都島しょ部にお住いの方は、交換品が一部異なります。詳しくは、ホームページの「申請ガイド」をご覧ください。

① 下記の条件を満たす方が申請できます。確認してください。

- 都内に住所を有する個人である。 住宅に設置済みの家電等を、2019年10月1日以降に新品の対象家電等を買換えた。 購入した対象家電等を都内の住宅に設置した。(住宅以外の設置は不可)

② 次の書類を同封してください。

対象家電等に応じた必要書類をご用意ください。
チェックボックスを利用すると、申請ミスの予防になって便利です。

登録・交換申請書の**原本**

- 指定のフォーマットに必要事項を記入したものであること。

記入見本

ア. 本人確認証のコピー

- 氏名、現住所がはっきり分かる以下いずれかのコピーであること。
- 1.免許証(運転免許証、免許経歴証明書等) ※裏面に住所がある場合は、両面の写し。
 - 2.パスポート 3.各種健康保険証(健康保険、国民健康保険・船員保険等の被保険者証)
 - 4.各種年金手帳(年金手帳、国民年金手帳) 5.官公庁が発行した各種福祉手帳(障がい者手帳等)
 - 6.在留カード 7.特別永住者証明書 8.共済組合員証 9.住民基本台帳カード
- 有効期限がある場合は、有効期限内であること。
- 現住所が裏面(もしくは別面)に記載されている場合は、両面(もしくは別面)の写しをとること。
運転免許証、パスポート、保険証等ご注意ください。

イ. 領収書もしくはレシートのコピー(原本でも可)

- 購入日、購入店舗名、購入者、購入製品名または型番、店印がはっきり分かること。
※原則、提出書類は返却いたしません。領収書の原本を提出した時は写しを手元に控えるようにしてください。

ウ. メーカー発行の保証書のコピー

- 型番、製造番号がはっきり分かること。
※必ずメーカー発行の保証書を提出してください。(家電販売店の保証書は無効のため、同封しないでください)
※型番は「形名」「品番」等、製造番号は「シリアル番号」等と表記されている場合があります。
※型番の記載が無い保証書ではポイントを発行できません。
※型番は、東京ゼロエミポイント事務局に登録の型番であることを確認してください。

エ. 家電リサイクル券(排出者控え)の原本

- お問合せ管理票番号、リサイクル品目がはっきり分かること。
- 料金郵便局振込方式の場合は、「振込払請求書兼受領証」または「ご使用明細票」の原本も忘れずに提出すること。
※適正にリサイクルされたか確認できるよう、リサイクル券に記載の管理票番号を控えておいてください。

オ. 設置場所が分かる書類のコピー(原本でも可)

- お届け先(設置先)、お名前、購入家電等(エアコン等)がはっきり分かる以下いずれかのコピー(原本でも可)であること。
- 1.納品書 2.配送伝票 3.その他販売店が作成した設置場所がわかる書類(店舗名があるもの)等
- ※「イ.領収書」に設置場所住所が書いてある場合は、オの提出は不要です。

カ. 対象製品証明書の原本

- 工事施工者等が事務局指定フォーマットに、必要事項を記入したものであること。

キ. 納品書のコピー(原本でも可)

- 工事施工者等から受領したものであること。

共通

エアコン・冷蔵庫

給湯器

東京ゼロエミポイント コールセンター

0570-005-083

※IP電話は03-6634-1337

受付時間9:00~17:00(年末年始除く)

申請書送付先 ※切り取って、郵便物のあて名として、ご利用いただけます。

〒115-8691

赤羽郵便局私書箱14号
東京ゼロエミポイント事務局
ポイント申請 係

家庭のゼロエミッション行動推進事業 東京ゼロエミポイント 申請者規約

第1条 家庭のゼロエミッション行動推進事業とポイントの発行

家庭のゼロエミッション行動推進事業（以下「本事業」という。）は、「家庭のゼロエミッション行動推進事業実施要綱」（平成31年3月7日環地第479号決定）（以下「実施要綱」という。）に基づき、東京都内（以下「都内」という。）の家庭のエネルギー消費のうち、特に消費量が多い家電等の使用に伴うCO₂排出量を削減するために、都内に住所を有する個人であって、その住所を別に定める公的な書類等で証明できる者（以下「都民」という。）が、住宅に設置済みの冷蔵庫、エアコン又は給湯器を、2019年10月1日以降に省エネルギー性能の高い冷蔵庫、エアコン又は給湯器（以下「対象家電等」という。）に買換えた場合に、東京ゼロエミポイント（以下「ポイント」という。）を付与し、ポイント数に応じた金券類を交付するとともに省エネアドバイスを実施する事業です。都民が行った対象家電等の買換えによるCO₂削減効果相当分は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のカーボンオフセットに活用されます。

ポイントの発行及びポイント数に応じた金券類の交付を受けるためには、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）により本事業の事務運営を行う事務局として選定された一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「SI」という。）が運営する東京ゼロエミポイント事務局（以下「事務局」という。）に対し、「家庭のゼロエミッション行動推進事業 東京ゼロエミポイント 申請者規約（以下「本規約」という。））に同意のうえ、所定の東京ゼロエミポイント登録・交換申請書（以下「申請書」という。）及び所定の必要書類（以下申請書と合わせて「申請書類」という。）を提出（以下「申請」という。）しなければなりません。事務局は、提出された申請書類により、ポイントの発行要件を満たすことを確認した場合、申請を承認し、申請した都民に対して実施要綱で定める所定のポイントの発行及びポイント数に応じた金券類の交付を行います。

第2条 申請とポイントの発行

1. 申請者の定義

本規約における申請者とは、事務局へ提出された申請書において申請者として記載された者をいいます。ただし、以下の者が申請者になることはできません。

- ①住宅に設置済みの冷蔵庫、エアコン又は給湯器を第2条第4項に定める申請期限内に対象家電等に買換え、都内の住宅に設置する都民であるとの要件に該当しない者
- ②対象家電等を購入後に転売若しくは景品等に使用した者、購入後に転売若しくは景品等に使用することを目的として対象家電等を購入した者、又は、転売若しくは景品等に使用されたものを対象家電等として申請を行おうとする者
- ③暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）又は法人その他の団体の代表者、役員若しくは使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

2. 重複申請の禁止

申請者は、第三者に実施されるものを含め既にポイントの発行対象となった対象家電等を対象として、申請することはできません。また、第3条第2項又は第4条第3項の規定により申請が無効となった場合に、当該無効となった申請の対象となった対象家電等を対象として、申請することはできません。ただし、不備等の理由によりポイントの発行に至らなかった申請につき再申請する場合を除きます。

3. 債権・ポイントの譲渡禁止

申請者は、本事業に基づき申請を行うことにより発生する公社又は事務局（以下「事務局等」という。）に対する債権及びポイントに係る一切の権利又は地位について、第三者に対して譲渡、移転、又は担保に供することはできません。

4. 申請期限

申請書類の提出期限（適式な申請書類が事務局に到達すべき期限を指す。）（以下「申請期限」という。）は、発行済み又は発行予定のポイントの累計数が、本事業における発行可能なポイントの総数に達しない時点までとします。申請期限は、予算の執行状況に応じて事務局等が決定し、事務局のホームページ等で公表します。また、申請期限を変更する場合も同様とします。なお、申請期限は、遅くとも2021年3月31日までとしますが、予算の執行状況に応じて、それ以前に到来することもあります。

申請者により適正に利用が行われなかったポイント及び当該ポイントに関する一切の権利は、原則として、本事業の終了をもって失効します。なお、事務局等は、申請者に対して、ポイント又はポイントに関する一切の権利が失効又は本同意事項の規定により無効となったことにより申請者その他第三者に発生した損害、損失、費用その他の不利益（以下「損害等」という。）について、いかなる責任も負いません。

5. 申請の受付・返却の不可

事務局は、申請者から申請書類の提出を受けた場合、ポイントの発行要件を満たしているかを含め、当該申請書類の不備・不足を確認し、不備・不足がないと判断したときは、事務局の審査システムに申請書類に記載された情報（以下「申請情報」という。）を登録し、当該登録をもって申請の承認とします。

事務局は、申請書類に不備・不足があると判断する場合には、当該申請を承認しません。申請書類に不備・不足があると判断する場合、事務局は、申請者に対して、不備・不足の修正に関する通知又は連絡を行います。なお、事務局は、当該通知又は連絡で定める期限までに申請者が不備・不足の修正を行わない場合、当該申請を無効とすることができます。

事務局は、承認された申請書類及びその他の書類については、いかなる理由があっても返却しません。

6. 申請情報の訂正

事務局は、提出された申請書類により申請書の記載内容が誤った情報であると判断した場合、その誤りについて「事務局による訂正」を行う権利を有します。事務局は、訂正した情報について、申請者に通知を行う義務を負いません。

第3条 ポイント数に応じた金券類の交付

1. ポイント数に応じた金券類の交付

申請者に付与されるポイントのうち、1,000ポイント分は、1,000円相当額のLED割引券として交付され、残りのポイント分は事務局が指定する商品券（以下「商品券」といい、LED割引券と商品券を合わせて「金券類」という。）として交付され、金券類は、申請書に記載された「申請者本人住所」に発送されます。申請者の住所変更、長期不在、住所不明等の原因により事務局に発生した、金券類の再送に係る送料や手数料等については、申請者が負担するものとします。

2. 受取りがなされなかった場合の無効化

事務局は、金券類の初回発送日（又は初回通知）から30日間を経過しても申請者による受取りがなされなかった場合又は受取りが2回以上なされなかった場合、若しくは初回発送の際に長期不在等の事情により2回目以降も受取りがなされないことが明らかな場合、該当する申請を無効とすることができます。なお、事務局は、商品券を申請者の承諾なく変更する場合があります。

3. 商品券の使用について

商品券に関する責任は、全て商品券の発行事業者（以下「商品券発行事業者」という。）が負います。事務局等は、事務局の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、申請者と商品券発行事業者又は第三者との間に生じるトラブルや損害等について、一切の責任を負いません。

申請者の商品券に関する紛争・苦情・問い合わせ等は、配送に関する問い合わせを除き、商品券発行事業者に対して行い、商品券発行事業者にその対応を求めるものとし、申請者及び商品券発行事業者間でこれを解決・処理するものとします。

4. LED割引券の使用について

LED割引券は、事務局がLED割引券取扱店として登録した店舗（以下「LED割引券取扱店」という。）で使用することができます。なお、LED割引券の使用方法及びLED割引券取扱店の情報（店舗名、住所及び定休日等）は、事務局のホームページに掲載されます。

5. LED割引券の不正使用の禁止

申請者がLED割引券をLED割引券取扱店で使用する場合、事務局がホームページに掲載するLED割引券の使用方法を遵守するものとし、以下の不正な使用行為を行ってはなりません。なお、不正な使用行為が行われた場合、又はLED割引券取扱店で使用されたLED割引券が破損その他の事由により、事務局にてLED割引券の照合が出来ない場合、第4条第4項により申請者に返金を求める場合があります。また、事務局等は、申請者の本条各項に該当する不正な使用行為により被害を受けた場合、警視庁その他の行政機関に被害内容を申告する場合があります。

- ①LED割引券を偽造又は変造する行為。又は偽造、変造されたLED割引券を使用する行為
- ②違法に取得、又は違法に取得されたものであることを知りながら若しくは知ることができている状態でLED割引券を取得し、これを使用する行為
- ③事務局が定めるLED割引券の対象商品以外の商品を購入する際にLED割引券を使用する行為
- ④LED割引券を申請者以外の第三者に販売又は無償若しくは有償にて譲渡する行為並びにこれを試みる行為
- ⑤その他事務局が禁止した割引券の使用行為その他事務局等との信頼関係を著しく損なうLED割引券の使用行為

第4条 その他

1. 申請情報の変更、取り下げ及び無効

申請者は、以下の事項に該当する場合には、速やかに事務局に連絡し、その指示に従わなければならない。申請者が、本項に規定する連絡を怠ったことにより、事務局による申請に係る審査・連絡又は金券類の発送ができない場合、事務局は、当該申請を無効とします。申請情報の変更、申請の取り下げ・無効によって生じた申請者その他の者の損害等に対し、事務局等は、事務局等の故意又は重過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。

- ①申請を取り下げる場合
- ②当該申請者の住所等の申請情報その他申請書類の記載事項に変更が生じた場合
- ③当該申請者が自ら破産、民事再生、その他の倒産処理手続の開始の申立てを行い又は第三者によってその申立てが行われた場合

2. 事務局等が行う調査等

事務局等は、本事業の適正な実施を図るため、申請者に対して、電話による問い合わせや追加書類の提出、対象家電等が設置された住宅への立入りを含めた現地確認の調査についての協力を依頼する場合があります。申請者は、これらの調査等に協力しなければなりません。

3. 発行ポイントの無効化

事務局は、申請者が以下の行為を行い若しくは行おうとした場合、申請者が申請を取り下げた場合、又は調査等によってポイントの発行対象とならないことが確認された場合、当該申請者から受け付けた申請を無効とし、既に発行されたポイントであってもその無効化を行うことができます。

- ①虚偽その他の不正な手段によってポイントの発行を受け、又は受けようとした場合
- ②事務局等が行う調査等に協力しなかった場合
- ③実施要綱、事務局等が作成した規約又は事務局等が行った告知・発表等において認められていない行為をした場合
- ④その他、本規約の規定に違反する等、事務局等との信頼関係を損なうと事務局等が判断した場合

4. ポイント相当分の金銭の納付

事務局は、既に金券類の交付がなされたポイントであっても、本規約の規定によりポイントの発行が無効となった場合、申請者に対してポイントに相当する金銭の納付を求めることができます。事務局は、納付を求めるにあたり、納付金（1ポイント＝1円相当で換算）、納付期限等が記載された通知（以下「納付通知」という。）を送付します。納付を求められた申請者は、納付通知に記載された金額を、事務局が指定する期日までに納付しなければなりません。なお、金銭の納付に係る手数料等の費用は、申請者が負担するものとします。

5. 違約加算金及び延滞金

- ①事務局等は、前項の定めによりポイントに相当する金銭の納付を求めた場合は、申請者をしてその求めに係るポイント付与の日から納付期限までの日数に応じ、当該納付金額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年十・九五パーセントの割合で計算した違約加算金（百円未満の場合を除く。）の納付を求めることができます。
- ②事務局等は、申請者に対し、ポイントに相当する金銭の納付を求めた場合において、申請者がこれを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、違約加算金に加えて、年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金（百円未満の場合を除く。）の納付を求めることができます。

6. 紛失・盗難

事務局等は、事務局が申請者に発行する書類（以下「発行書類」という。）及び金券類の紛失、盗難等について一切の責任を負わず、また、発行書類及び金券類の紛失、盗難等に起因してポイントが不正利用され又は失効した場合であっても、ポイント又は発行書類並びに金券類の再発行を行う義務を負わず、また、当該不正利用又は失効に起因して生じる申請者の損害等について、一切の責任を負いません。

7. 免責

事務局等は、申請者と第三者との間に生じるトラブルや損害等について、事務局等の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、一切の責任を負いません。また、申請者に対するポイントの発行及び金券類の交付について、第三者から異議申立てがあった場合、事務局は、ポイントの発行及び金券類の交付を停止することができます。

また、事務局及び事務局から申請受付業務を委託された者が申請書類を受け取る時点（申請書に記載された送付先に到着し、事務局が実際に引き取りを行った時点をいう。）以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、事務局等は、その一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者の損害等に対していかなる義務も負いません。

8. 個人情報の管理

事務局は、本事業の運営にあたり、プライバシーポリシーに従い、申請者から提出された個人情報について、個人情報データベースへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して行うことにより、個人情報の保護に努めるものとします。なお、事務局は、本事業を通じて取得した情報を本事業終了から5年間保存し、本事業の目的の範囲内で、公社、東京都、商品券発行事業者その他本事業を運営するにあたり、当該情報を知る必要のある第三者に開示して提供することができます。また、事務局等は、申請者に関する個人属性について統計的に処理したデータを公表することができます。

この他、事務局等は、本事業を通じて取得した情報について、本事業に関するアンケート調査等に利用することができます。

9. 専属的合意管轄裁判所

本事業に関して、申請者と事務局等との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

10. 事業の内容変更・終了

事務局は、公社との協議に基づき、いつでも、申請者の同意又は事前の通知なく本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、事務局等は、本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者に何らかの損害等が生じた場合であっても、当該損害等が事務局等の故意又は重過失に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。申請者は、本規約の変更については、事務局等が本事業のホームページ及びその他の告知物等で変更内容を公表した後は、変更の事実及びその内容を承諾したものとみなします。

<注意事項>

- ポイントの発行の申請から金券類の送付までには一定の手続期間を要します。手続期間は、本事業の実施状況等により変わります。
- 申請者が引越等により住所を変更した場合、速やかに事務局に対して変更後の住所を通知してください。住所不明等により、金券類等の発送ができない、又はポイントが失効した等の場合、事務局等は、一切の責任を負いません。
- 取得したポイント・金券類は、一時所得となります。

用紙の中央で切り離して、
規約部分はお手元にて控えてください。